

平成25年5月14日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

1. ガス機器・石油機器に関する事故 5件
(うちガスカートリッジ直結型ガスこんろ1件、石油ふろがま1件、
石油ストーブ(開放式)1件、屋外式ガス給湯付ふろがま(LPガス用)1件、
ガスこんろ(LPガス用)1件)
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因が疑われる事故 1件
(うち温水床暖房機1件)
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因か否かが特定できていない事故 1件
(うち電気融雪マット1件)
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、製品事故調査判定合同会議(※)
において、審議を予定している案件
該当案件無し

1. ~ 4. の詳細は別紙のとおりです。

※正式名称は「消費者安全調査委員会製品事故情報専門調査会及び消費経済審議会
製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議」という。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

(本発表資料の問合せ先) 消費者庁消費者安全課
(製品事故情報担当) 担 当 : 大木、長井、川船^{かわふね}
電 話 : 03-3507-9204 (直通)
F A X : 03-3507-9290

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201300099	平成25年4月29日	平成25年5月9日	ガスカートリッジ直結型ガスこんろ	M-7922	パール金属株式会社	火災 軽傷1名	当該製品に鉄板焼器を載せて使用中、消火してガスボンベを取り外したところ、漏洩したガスに引火する火災が発生し、当該製品及び周辺を焼損、1名が火傷を負った。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	埼玉県	
A201300100	平成25年4月29日	平成25年5月9日	石油ふろがま	CK-11S	株式会社長府製作所	火災	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	茨城県	製造から15年以上経過した製品
A201300101	平成25年4月30日	平成25年5月9日	石油ストーブ(開放式)	RX-2212Y	株式会社コロナ	火災	当該製品を使用中、消火操作をしたところ、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	熊本県	
A201300103	平成25年4月16日	平成25年5月10日	屋外式ガス給湯付ふろがま(LPガス用)	GT-2427SAWX	株式会社ノーリツ	重傷1名	当該製品で追い焚き後、浴槽に入ったところ、熱湯で火傷を負った。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	千葉県	
A201300104	平成25年5月6日	平成25年5月10日	ガスこんろ(LPガス用)	PA-39P-L	株式会社パロマ	火災 軽傷1名	建物を全焼する火災が発生し、1名が火傷を負った。現場に当該製品があった。当該製品から出火したのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	群馬県	

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201300098	平成24年11月15日	平成25年5月9日	温水床暖房機	無し	株式会社イチムラグループ	火災	当該製品を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	岩手県	事業者が事故を認識したのは、平成24年11月23日報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し厳重注意平成24年12月13日に消費者安全法の重大事故等として公表済

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201300102	平成25年4月11日	平成25年5月10日	電気融雪マット	火災	車庫内で当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	北海道	5月10日に消費者安全法の重大事故等として公表済

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、製品事故調査判定合同会議において審議を予定している案件

該当案件無し